

ご相談ください

障害者就業・生活支援センターコスモス

障害者就業・生活支援センターコスモスでは、関係機関と連携しながら、障害のある人の就職や生活に関する相談、支援を行っています。

また、企業などからも障害者雇用についての相談を受け付けています。
 とき 月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後5時15分

ところ 障害者就業・生活支援センターコスモス(東原庁舎内)
 ※相談者の都合に合わせて訪問や電話などでも対応します

福祉サービス事業所や群馬障害者就業センターなどの訓練機関を紹介するなど、就職に向けた準備活動について支援します。

疑問や不安を感じている企業への助言のほか、既に障害者雇用を行っている企業に対し、企業と障害のある人双方にとってよい良い職場環境を構築するため

の相談、支援などを行います。
 相談料 無料
 問い合わせ 障害者就業・生活支援センターコスモス(東原庁舎内) ☎4400へ



対象者 ○就職を希望する障害のある人、または現在就職している障害のある人
 ○障害者雇用をしたいと考えている企業など

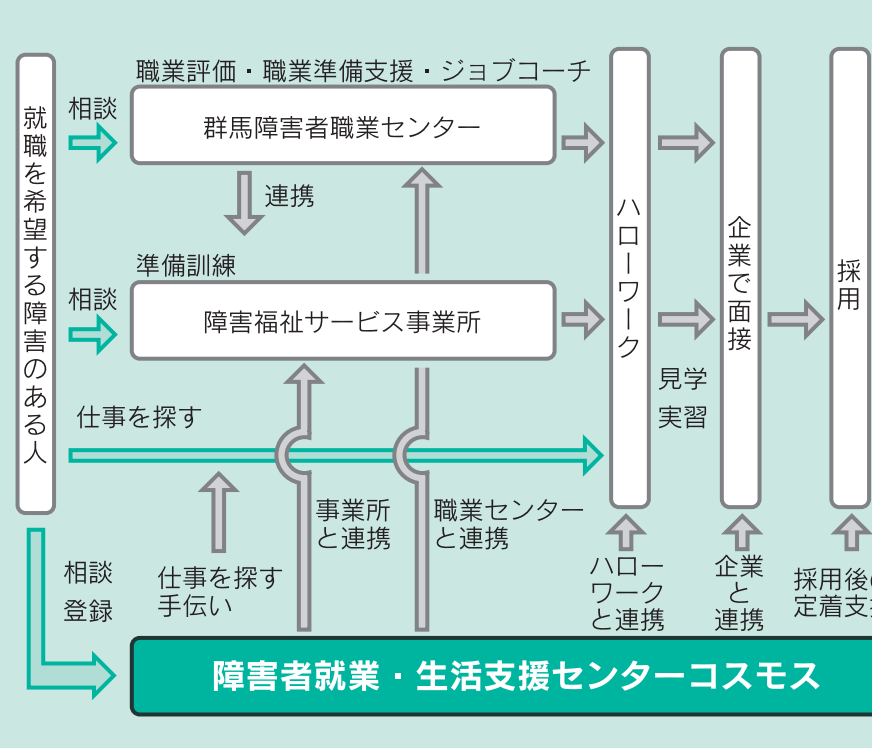
④就職活動の支援 相談内容や職業評価、就職に向けた訓練の内容を踏まえ、必要に応じて職場見学や職場実習などの段階を経ながら、個々の対象者の希望や特性に合った就職先を探します。

また、職場見学や職場実習の受け入れ時に、面接などに行うことで対象者と企業側の相互理解が円滑に進むように努めています。

採用後の支援 採用後、企業と連携し、ハローワークと連携し、企業と連携し、採用後の支援を行います。

内容
■障害のある人に対する支援
 ①働くことに関する相談 対象者やその家族との相談を通じて、本人の希望や障害特性を把握し、就職に向けた支援の方向性について検討します。
 ②職業評価 職業評価の実施機関である群馬障害者就業センターへ同行することにより、対象者によいような仕事の適正があるかを見極め、その後の支援を行います。
 ③就職に向けた準備 知識の習得や能力の向上が必要と思われる対象者には、障害

⑤職場定着支援 対象者の就職後は、職場における心配事や悩み事などについて継続的にフォローするとともに、他の就業支援機関や医療機関などの関係機関と連携を図りながら、定着に向けた各種支援を行います。
■企業に対する支援 ※支援の流れは下表のとおりです
 新たに障害者雇用を行う際に



トライアル雇用支援奨励金制度

幅広い雇用拡大につなげるため、国が実施する試行雇用奨励金制度を活用して、若年者等、中高年齢者、障害のある人を原則3カ月間試行的に雇用する市内中小企業者に対して奨励金を交付します。

- 対象者
 ▽若年者等(45歳未満の人)
 ▽中高年齢者(45歳以上65歳未満の人)
 ▽障害のある人

※いずれも市内在住で、国が実施する試行雇用奨励金制度により試行的に雇用された人

奨励額 1人につき月額1万2,500円(最大3カ月間)
 申し込み 所定の申請書に必要な書類を添付し、国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に産業振興課商工振興係へ
 問い合わせ 産業振興課商工振興係 ☎内線3255へ

特定求職者雇用企業奨励金制度

障害者雇用を促進するため、国が実施する特定就職困難者雇用開発助成金制度を活用して、市内在住の障害のある人を雇用した市内中小企業者に対して奨励金を交付します。

交付内容 下表のとおり
 申し込み 所定の申請書に必要な書類を添付し、国の支給決定通知書を受けた日からそれぞれ30日以内に、産業振興課商工振興係へ
 問い合わせ 産業振興課商工振興係 ☎内線3255へ

対象労働者	交付金額	交付期間	交付対象期ごとの交付金額
障害者雇用促進法第2条第2号又は4号に規定する身体障害者、知的障害者	18万円 (9万円)	1年	第1期9万円 (4万5,000円) 第2期9万円 (4万5,000円)
障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者	36万円 (18万円)	1年6カ月	第1期12万円 (6万円)
障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者			第2期12万円 (6万円)
障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者			第3期12万円 (6万円)

※対象労働者は、いずれも雇入れ現在の満年齢が65歳未満であり、本市に在住する人に限る
 ※交付金額は6カ月ごとに交付し、()内は短時間労働者の交付金額
 ※短時間労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいう

年金の窓口からのお知らせ

「ねんきんネット」のサービスを開始しています

自宅にパソコンが無い、またはあってもインターネットを利用できない人などのために、窓口で申請手続きをすると自分の年金記録を「ねんきんネット」で確認することができます。

申請する場合は、基礎年金番号が分かる「年金手帳」や「ねんきん定期便」などの書類が必要です。

また、本人確認として運転免許証やパスポートなど顔写真付きの証明書の提示をお願いします。無い場合は、2種類以上健康保険証・預金通帳などの証明書で確認しますので忘れずに持参してください。

なお、本人申請を原則としますので本人以外が申請する場合は、本人の署名捺印入りの委任状を用意してください。

問い合わせ 市民課戸籍年金係 ☎内線3135、渋川年金事務所 ☎0279-1607へ